

財務省告示第三百二十八号

財務省の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十六年六月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十六年七月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二			
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	振替法の適	用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年六月二十五日	額面金額百円につき百円十一銭	年二・四パーセント	年金資金運用基金理事長は、払

の払込み

込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.4 \times 5}{100 \times 365}$$

十三 初期利子

平成十六年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.4 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成三十六年六月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 払場所

日本銀行

十八 払込期日

平成十六年六月二十五日